

令和7年度 はなまき夢応援奨学金奨学生募集要項

追加募集

花巻市では、花巻市奨学資金貸与条例に基づき、就学に向けた支援が必要な方に対し奨学金を無利子で貸与し、また奨学金の返還免除による経済的支援を行うことにより、将来に向けた支援を行います。

1 申請資格

次の要件をすべて満たしている方が申請することができます。

(1) 卒業後に花巻市に居住する意志を持つ①または②に該当する方

①申請時点で大学・短期大学・専修学校専門課程等に在学中の方

②高等専門学校又は4年以上の一貫教育による専攻科若しくは別科を有する高等学校に在学中の方
(貸与の対象となるのは第4学年から第5学年)

(2) 保護者が花巻市に住所を有している方で以下のいずれかに該当する方

ア 生活保護世帯の子弟

イ 児童養護施設入所者（市内の児童養護施設に入所している場合、保護者の住所が市外でも可）

ウ 特別支援学校高等部在籍者

エ (独)日本学生支援機構給付奨学金採択者

オ (独)日本学生支援機構給付奨学金の収入要件を満たす者

2 募集人数、貸与額

追加募集人数 若干名

学資金 月額 30,000 円以内

3 貸与期間

奨学生採用時から正規の修学期間（高等専門学校、4年以上の一貫教育による専攻科若しくは別科を有する高等学校は第4学年から第5学年）※休学期間等は貸与不可

4 貸与方法

毎月15日（土日祝の場合は直前の平日）に、奨学生本人名義の預金口座に振り込みます。

※初回貸与のみ振込日を変更する場合があります。

5 申請受付期間

令和7年12月10日まで【土曜・日曜・祝祭日を除く】

(受付時間：午前8時30分から午後5時まで)

※審査に時間を要しますので、貸与を受けようとする月の前月10日までに申請してください。

6 申請先

花巻市教育委員会学務管理課（花巻市石鳥谷町八幡第4地割161番地 石鳥谷総合支所2階）

学務管理課窓口へ直接持参してください。（郵送を希望する場合は事前にご相談ください。）

7 申請書類

申請書類	様式及び注意事項
奨学資金貸与申請書	様式①－２
誓約書	様式② ※印鑑登録印を押印してください。
家庭状況書	様式③ ※本人及び家族の学年・年齢については、令和６年４月１日現在で記入すること。
承諾書	様式④－２
学校長の奨学生推薦書	様式⑤ ※申請時在籍している学校が発行するもの。 (申請時に在籍している学校がない方は、直近在籍していた学校)
履歴書	様式⑥
在学証明書または合格通知の写し	申請時在籍している学校の在学証明書 申請時以降に進学予定の場合は合格通知書の写し
連帯保証人の印鑑証明書	連帯保証人は、奨学生と連帯して奨学金返還の義務を負うことになります。 ただし、児童養護施設入所者で、連帯保証人の選任が難しい場合はご相談ください。
独立行政法人日本学生支援機構が発行する大学等奨学生採用候補者決定通知の写し	※日本学生支援機構給付奨学金採択者のみ
奨学金振込先口座届	様式⑧ ※市内の金融機関（銀行・農協・信金等）の本人名義の口座に限る

◎申請書類は次の方法で入手が可能です。

- ・市役所窓口で受取（教育委員会学務管理課、本庁市民登録課、大迫・東和総合支所市民サービス課）
- ・花巻市ホームページ（<http://www.city.hanamaki.iwate.jp/>）からダウンロード
トップページ ＞ 子育て・教育 ＞ 教育委員会 ＞ 奨学金制度・就学支援 ＞ 奨学金制度 ＞
令和６年度はなまき夢応援奨学金奨学生募集のお知らせ

◎連帯保証人は貸与申請者の「父母又はこれに代わる者」となります。

- ・父母以外の方で連帯保証人となることが可能か確認したい場合などは学務管理課へ対応をお問合せください。

8 選考について

(1) 選考方法

申請内容を基にして、要件を満たしているか確認の上、採用を決定します。

(2) 採否の通知

選考の結果採用となった方へ、奨学生決定通知を送付します。

※不採用となった方については、通知と一緒に申請書等を返却します。なお、採用された方の提出書類はお返ししませんので、ご了承ください。

9 貸与開始日

奨学生に採用となった月から貸与します。

なお、申請以前の月にさかのぼって貸与することはできません。

※審査に時間を要しますので、余裕をもって申請してください。

10 採用決定後の貸与継続手続きについて

採用決定となった場合、奨学生の資格に欠ける事由（中途退学等）がない限り、正規の修学期間内において、在学卒業まで貸与を継続することができます。ただし、毎年度、新学年の在学証明書の提出等による継続貸与のための手続きが必要となります。（教育委員会より年度末に必要な書類を送付します）

11 返還について

項目	説明
利 子	無し
返 還 額	全額
返 還 開 始 日	貸与終了後（卒業もしくは退学・貸与辞退等による）の翌月 または貸与終了月から6か月経過後
返 還 方 法	年賦・半年賦・月賦のいずれかで口座振替
返 還 期 限	返還開始日から10年以上15年以内 ※繰り上げ償還も可
そ の 他	進学、災害または傷病、その他やむを得ない事情がある場合は、相当期間返還を猶予することができます。

12 返還免除について

大学等を卒業後、花巻市に住所を有している期間は返還を免除します。ただし、事情により転出している期間は返還が必要となります。

また、花巻市職員のうち常勤の特別職及び任期の定めのない常勤職員は免除の対象になりません。

花巻市教育委員会事務局 学務管理課
〒028-3163 花巻市石鳥谷町八幡 4-161
Tel 0198(41)3144